

平成23年度 提案書

学ぶ力アップ！！

～知力はぐくむまち藤井寺～

平成23年11月

平成23年度 藤井寺改革・創造チーム



- 1 はじめに
- 2 自習室サービスとは
- 3 自習室の現状
 - (1) 本市の状況
 - (2) 他市・民間の状況
 - (3) 自習室をとりまく環境
- 4 チーム藤井寺が提案する自習室
 - (1) 検討した内容
 - ①対象者
 - ②時間
 - ③設備
 - ④利用料
 - ⑤利用規約等
 - (2) 具体案
 - ①図書館について
 - ②生涯学習センターについて
 - ③新たな自習室増設について
 - (3) 本事業の広がりの可能性について
 - ①大学等教育機関との連携
 - ②地域コミュニティとの協働
- 5 おわりに

1 はじめに

「もっと勉強がしたい」「学習する場所がほしい」という若者の声がチーム藤井寺の初会合の場であがりました。

学生をはじめとする若者だけではなく、資格の取得、ライフワークとしての研究や再就職の準備など社会人になってからも学習する場所を必要とする人は多く存在します。そんな子どもから大人まで、だれでも利用できて、落ち着いて学習できる場所（自習室）があれば、市民の学ぶ力のアップに貢献し、市全体の知力向上に資することに繋がるのではないのでしょうか。“藤井寺市は知力をはぐくむまちであって欲しい”そのような思いから、平成23年度・藤井寺改革・創造チーム（チーム藤井寺）では、既存の施設のさらなる有効活用を含め、より良い自習室提供サービスをできるだけコストをかけずに実現できるかを白紙の状態から探っていきました。

2 自習室サービスとは

“学ぶこと”を子どもから大人まであらゆる世代の人が、さまざまな場面で必要としています。このことは、最近では、生涯学習といった言葉で、一般の市民の方にも認識、浸透してきているところです。

学校の教育課程以外の組織的な教育活動を定めた社会教育法には、「国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために、地方自治体が必要な学習の機会の提供及びその奨励を行い、生涯学習の振興に寄与するように努めなければならない」（3条2項）との規定があり、生涯学習の振興は地方自治体の任務となっています。

生涯学習というと、習い事や集団での学習が連想されがちですが、個人が各々抱える課題や関心事を図書や資料を使って学習する個人学習（＝自習）もまた重要な生涯学習のひとつです。

こうした学習に対する意識が、市民の間で高まる一方で、やる気があっても、自宅にはそもそも学習できる環境がないといった方や、若い世代では、テレビやパソコン、携帯、雑誌などの誘惑に負けてしまう方も少なくありません。家を出てファミリーレストランやファーストフード店に行ってみても雑音が多いうえに、混雑時には気を使って席を立たざるを得ないなど、長時間学習や仕事を集中してできるという環境は、なかなかありません。

そこで、そうした学習をおこなう場所を、公共施設に求める需要が出てきています。私たちが調査した結果、多くの公共図書館のホームページには「自習室の有無」を問うQ&Aが挙げられ、公立の青少年施設の中には、自習のために開館前から行列ができていたケースもありました。こうしたことから、“自習できるスペース”を求める住民ニーズの一端を読み取ることができます。

【参考】

＊平成21年3月次世代育成支援に関するニーズ調査

17－（3）公共施設での企画やサービスの希望

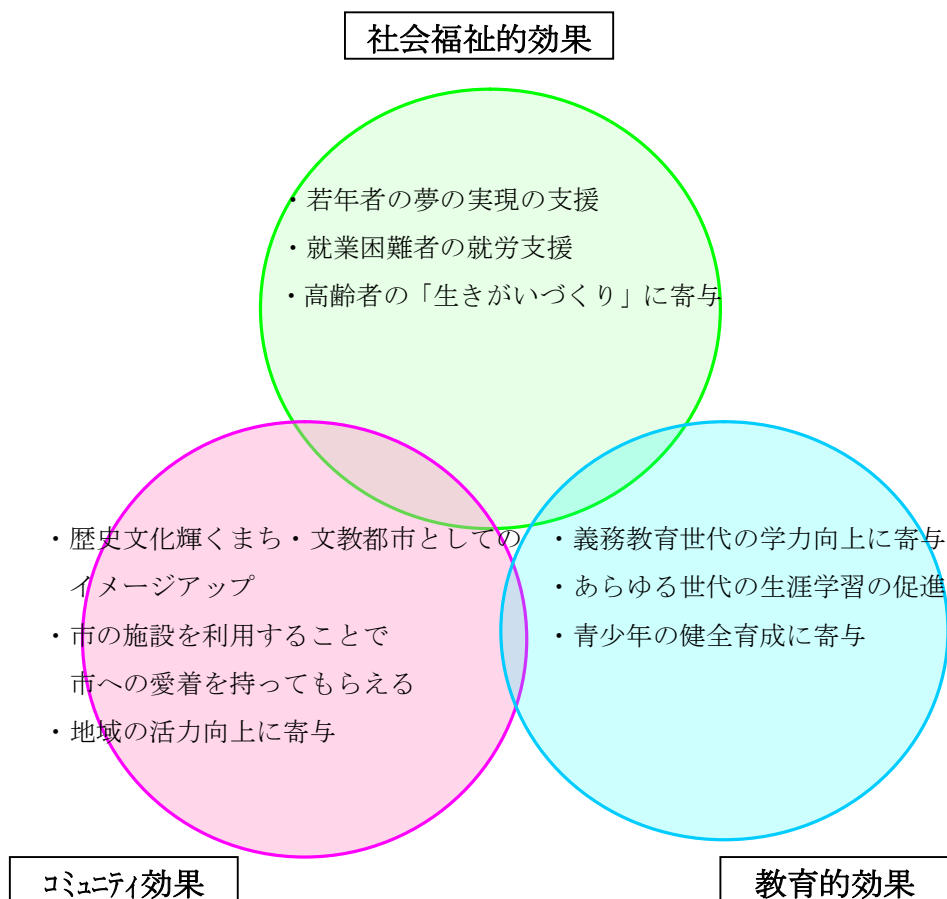
＊中之島図書館 HP 利用者アンケート

(http://www.library.pref.osaka.jp/nakato/anketo/an09/an09_02.html)

＊各市図書館 HP

私たちは、自習室の需要が有るからといって、ただ設置すればよいという考え方ではなく、利用者の目線に立ち、どうすればより充実したものにできるのかを考えました。また、自習室を設置することによって、市にとって有益な種々の効果、社会的便益が期待できる自習室作りを提案します。

《充実した自習室を作ることによる効果のイメージ図》



3 自習室の現状

(1) 本市の状況

現在、市内の公共施設には図書館と生涯学習センターの2か所に自習できるスペースがあります。図書館には学習室という名称で1室あり、47席が確保されています。生涯学習センターでは、2階の会議室を利用しないときは、自習室として開放しています。以前は、夜間にもAVシアターや喫茶コーナーも学習の場として利用することができましたが、現在は開放されていません。



図書館；完全対面式の机になっている



生涯学習センター

施設	場所	席数	利用時間	備考
図書館	2階学習室	47	9時45分～17時15分	常設
生涯学習センター	2階会議室	20	9時30分～17時15分	非常設

(2) 民間・他自治体の状況

昨今、民間企業が経営するレンタル自習室も増えています。典型的な例は、都心部のビルの1室で、1カ月当たり1万円～2万円台の利用料で個々のブースをレンタルできるというものです。これに限らず、価格設定・机のサイズ・契約期間など多様な形態がありますが、カーテンやボードなどで仕切りがあるなど、プライバシー空間を確保しているものが多く見受けられます。

また、大阪府下の主な自治体の公共施設の自習室設置状況は次のとおりです。

市町村名	施設名	利用終了時間	利用料
和泉市	和泉シティプラザ		無料
堺市	青少年センター	～20 時 45 分	無料
箕面市	箕面市桜ヶ丘人権文化センター	～22 時	無料
島本町	島本町ふれあいセンター	～21 時	無料
大阪市生野区	区民センター	～21 時	100 円／1 区分（＊）
大阪市天王寺区	区民センター		50 円／1 区分（＊）
富田林市	福祉青少年センター	～21 時	無料

（＊）1 区分＝午前・午後・夜間と時間帯で利用時間を区切る。

（３）自習室をとりまく環境

チーム藤井寺が、さまざまなタイプの自習室について調べた結果、民間のレンタル自習室から公的機関が提供するものまで、多種多様な自習室があり、子どもから大人まで、幅広い年代に自習室が利用されていることがわかりました。

利用時間については、民間のレンタル自習室であれば深夜まで、公的機関では 21 時まで利用できるものが多くありました。公的機関の利用料金については、大阪市の一部の区を除き無料でした。

このように、利用者は学生だけでなく幅広い年代の方々が、それぞれの状況に合ったよりよい学習環境を求めている、それを得ることができるなら、その対価を支払ってもよいと考える人、夜遅くまで利用したいと思う人がいるということが調べていく中で分かってきました。

4 チーム藤井寺が提案する自習室

(1) 検討した内容

これらの現状をふまえて、チーム藤井寺では、市民に喜んで利用される理想的な公共の自習室とはどのようなものか、市が提供すべき、また、提供できる自習室はどのようなものか、検討を行いました。

① 対象者 小学生から高齢者まで幅広く

「学習する意欲のある方を幅広くサポートする場所でありたい」との観点から、通常期は、学生や若者・社会人、また、夏休みなどの長期休暇期間は小学生も対象としてとらえていきたいと思います。

② 時間 9時から21時までが理想（但し、18時以降は小学生・中学生は除く）

夏休み期間などであれば、午前中からの小・中学生の利用が多く見込まれるが、通常期は、日中の学生の利用はあまり考えられません。一方、高校生・社会人などは、夕方から夜間にかけて利用することが考えられるので、夜間にかけても利用できる自習室であるのが望ましいと思われます。公共施設でも、21～22時ごろまで開館している施設も少なくなく、本市においてこれを実施することを検討しました。

③ 設備 コストも配慮しながら、プライバシー確保に努めることをめざします

対面式の並びの机では、前に座っている人と目が合うことや自分が何の勉強をしているのか他人に分かってしまう、という問題点があります。これを解決するためには、個別ブースが一番良いのですが、そこまでしなくとも、一定のプライバシーを確保できるようにパーテーション（目隠しとなる仕切り）を設置できれば、より快適な自習空間を作ることができます。

④ 利用料 無料

塾に通わない学生の学習支援、経済的に豊かではない若者の就労支援や高齢者の学習空間確保の後方支援をするものでありたく思います。他の市町村においても、無料で開放している場合が大半であり、公的機関が提供する自習室は全ての市民が利用できるものであるべきだと考えます。このことからチーム藤井寺としては、無料で提供にこだわりたいとの結論に至りました。

⑤ 利用規約等

自習と一言で言っても、さまざまなスタイルがあります。パソコンやMP3プレーヤーやウォークマンを使って行う自習もあり、どのスタイルまで、自習室で行うことを認めるべきか線引きが難しいところですが、「他人に迷惑をかけないこと」を前提に、更に詳細な規約については、要綱（要領）を定めるなどのルール作りが必要となります。

【参考】千葉市緑区要綱

千葉市緑区役所自習室管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市緑区役所自習室（以下、「自習室」という。）の管理に關し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 自習室の利用時間は、午前9時から午後5時30分までとする。ただし、総務課長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休室日)

第3条 自習室の休室日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日（以下「国民の祝日」という。）とする。

(2) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）

(3) その他総務課長が特に管理上支障があると認めた日

(利用の制限)

第4条 総務課長は、自習室を利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号の一に該当する場合は、その者の利用を禁止し、又は退室を命ずることができる。

(1) 他の利用者に著しく迷惑をかけ、又はかけるおそれがあるとき。

(2) その他総務課長が特に管理上支障があると認めたとき。

(弁償)

第5条 利用者が自習室の設備器具等を亡失し、汚損し、又は破損したときは、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

(利用場所)

第6条 自習室を利用する者は、所定の場所で利用しなければならない。

(委任規定)

第7条 この要綱に定めるもののほか、自習室の管理に關し必要な事項は、総務課長が別途定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月6日から施行する。

千葉市緑区役所自習室利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市緑区役所自習室管理要綱（以下「要綱」という。）による千葉市緑区役所自習室（以下、「自習室」という。）の管理及び利用について、必要な事項を定める。

(利用対象)

第2条 自習室の利用対象は、小学生を除く12歳以上の市民とする。

(利用の申込み)

第3条 自習室の利用申込みは、次のとおりとする。

(1) 申込場所
緑区役所3階 緑市税出張所カウンター

(2) 申込方法
自習室を利用しようとする者は、自習室利用申込書（様式第1号）を申込場所に提出し、自習室利用許可証（様式第2号）を受け取ることをとする。

(利用方法)

第4条 自習室を利用する者は、自習室利用許可証を指定された机の上に置くこととし、60分以上席を離れる際には、前条（1）で定める申込場所に返還しなければならない。また、貴重品等の管理等は自習室を利用する者が自らの責任をもって行うこととする。

(禁止事項)

第5条 自習室を利用しているときは、次の事項を禁止する。

(1) 飲食・喫煙

(2) パソコンや電卓など音の出る機器の使用

(3) 私語やヘッドフォンから音漏れ等、他の利用者に自習の妨げとなる騒音

(4) 自習室利用許可書の又貸し

(5) 携帯電話の使用

(6) その他総務課長が特に管理上支障があると認める行為

附 則

この要綱は、平成22年12月6日から施行する。

様式第1号

千葉市緑区役所自習室利用申込書

下記のとおり、千葉市緑区役所自習室の利用を申し込みます。

氏 名	
利用日	年 月 日

※ 利用に際しては、以下の注意事項を順守してください。

(1) 自習室内での飲食・喫煙は、できません。

(2) 携帯電話の電源は、お切りください。

(3) パソコンや電卓など音の出る機器の使用は、できません。

(4) ヘッドフォン・イヤフォンを使用の際は音漏れにご注意ください。

(5) 自習室利用許可書の又貸しは、できません。

(6) グループ自習コーナー以外での私語を禁止します。（グループ自習コーナーにおいてもその他の利用者に迷惑となるような私語は禁止します）

(7) 貴重品は、自らの責任により管理してください。

様式第2号

(表面)

自習室利用 許可証

No. _____

※ 利用に際しては、裏面の注意事項を順守してください。

(裏面)

《注意事項》

(1) 自習室内での飲食・喫煙は、できません。

(2) 携帯電話の電源は、お切りください。

(3) パソコンや電卓など音の出る機器の使用はできません。

(4) ヘッドフォン・イヤフォンを使用の際は音漏れにご注意ください。

(5) 自習室利用許可書の又貸しは、できません。

(6) グループ自習コーナー以外での私語を禁止します。
(グループ自習コーナーにおいてもその他の利用者に迷惑となるような私語は禁止します)

(7) 貴重品は、自らの責任により管理してください。

(2) 具体案

以上の点を検討するうちに、既存の自習室について少し変更を加えるだけで、利用者が更に快適に利用できるのではないかという結論に至りました。

ただし、現在、財政健全化の取り組みが行われていることも考慮すると、単により良い設備環境を求めるばかりでは現実味がありません。そこで、できるだけ少ないコストで大きな効果を出せることを念頭において、具体的な案を検討しました。

① 図書館について

利用者がより利用しやすく、集中できる環境を整えるために、机の配置などレイアウトの変更、目隠し（パーテーション）の設置などを提案します。

夏休みや土日などの休日には、47席が開館後すぐにいっぱいになる場合もあり、館内の資料閲覧用の机も埋まってしまうほど活用されています。しかし、対面式だと向かいの人と目が合ってしまう、ノートを覗けてしまうため、工夫が必要だと考えます。見られることはもちろん、自分の視界に他人の姿が見えてしまうというのは、集中の妨げになり、自習室利用を妨げる心的要因にもなります。

そこで、目隠しのような仕切りを付けたり、配置を変えて机を壁際や窓側に向けるなど、対面席を減らすなどすれば、満席とはならない平日においても利用が促進できるのではないのでしょうか。机など備品の買い替えではなく、目隠しの設置程度であれば、費用を低く抑えることが可能であり、維持するためのコストもそうかかるものでもありません。また、これらは市内の民間団体からの提供により実現できる可能性もあります。

利用時間についても延長できれば最良ですが、図書館自体の利用時間の延長も併せて検討する必要がある、施設運営や管理、人的配置等予算面からの課題が大きいため、今回は検討するにとどめました。

② 生涯学習センターについて

自習室の常設、利用時間の延長、仕切りパネル（＊）の導入などを検討しました。

現在は、不定期で2階会議室を開放して自習室提供を行っています。以前は、夜間も自習場所の提供をしていましたが、諸々の理由により、現在は、夜間の提供は行われておりません。

センターは、3階部分を生涯学習グループに提供しており、その活動場所の確保など、様々な困難があると思います。しかし、生涯学習の拠点として、自習スペースの提供といった個人学習のサポートも、今後の事業のひとつに位置づけて、運営してもよいのではないのでしょうか。

【参考】

(*) 仕切りパネルイメージ →→

サイズ：H300×W300×D50[mm]

値 段：4,200 円（税込）



③ 夜間利用ができる新たな自習室の増設について

本市には、夜間（17時半以降）の自習室提供サービスがありません。そこで、夜間に利用できる自習室を新たに設置できないかを検討をしました。

まず、学校、市民総合会館を利用するという案が出ましたが、管理面では、市が独自に自由に利用できるものでないこと、コスト面からも、自習室として利用するには設備投資に費用を要することなどから、自習室の設置は難しいと結論付けました。

そこで、1つのモデルケースとして、市役所本庁の厚生棟を夜間の自習室の提供場所として、考えてみました。以下、具体的にチーム藤井寺の目指す自習室のモデルを示します。

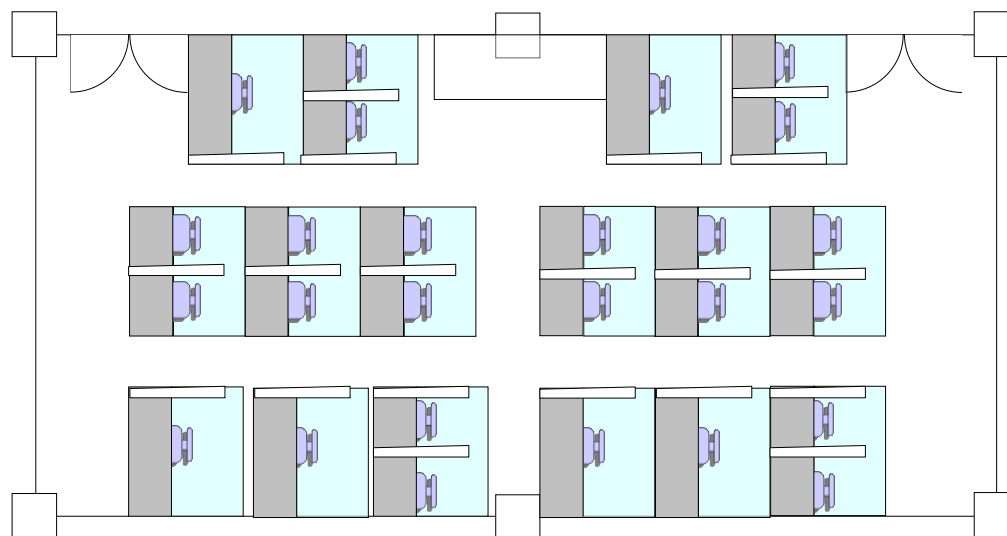
場所：厚生棟2階研修室

利用時間：18時～21時

対象者：高校生～社会人

開放日：平日月曜～金曜

室内レイアウト：下図のとおり（26席）



厚生棟をモデルケースに選んだ理由は、本来、職員厚生のための施設ではありますが、職員が利用していない夜間の時間であれば、市民に開放することもできるのではないかと、入口を一カ所に絞ることができるので、管理の面から好ましい場所だからと考えたからです。

利用時間は18時から21時までとします。この自習室設置に当たり、初期投資や運営にかかる光熱費などの資金面、管理のための人員配置の問題が生じます。

そこで、初期投資は最小限になるよう考慮して、机・椅子などの備品は現在あるものを利用し、より快適な空間作りのため必要と考えられる仕切り（＊参考）の調達は寄附・寄贈を募る方法を検討します。また、管理をおこなう人員の配置については、職員の勤務時間のシフト制の導入をベースに、利用者が自主的に管理し得る方法などを採用すれば、支出を抑えることができると考えられます。

（３） 本事業の広がりの可能性について

今回、具体的に提案するのは「市が運営する自習施設の充実化」ですが、チーム藤井寺では、次のような協働の可能性も検討されました。

① 大学等教育機関との連携

現在、当市と連携協定を締結している大阪女子短期大学では、学生以外にも大学主催の生涯学習講座・グリーンセミナーの受講者に大学図書館利用を認めています。しかし、グリーンセミナーの受講は18歳以上であるなど、利用できる市民は多くありません。この制限を外して、より多くの市民に開放してもらえらるなら、市民にとっては、より良い環境で学習・自己啓発ができるのではないのでしょうか。

大学との連携事業は、市が一方的に進められるものではありませんが、連携施策の一環として、大学図書館の利用枠の拡大を提案します。大学の充実した施設をより多くの市民が利用できるようになれば、市民と大学とのつながりが強まり、市と大学の双方にとって相乗効果が見込まれます。

② 地域コミュニティとの協働

さらに、この自習室提供サービスを進めていくにつれ、今後ニーズが高まり、多く自習スペースを必要とする人たちの声が挙がるなら、地域住民の方々の学習の場として地区会館を利用するなど、市と地域との協働事業として広げていける可能性もあるのではないかと考えます。

5 おわりに

これからを担う世代（学生）の学力向上に資すること、学習意欲のある大人の学びを支援することは、市民の知力向上さらには本市の人材育成に結びつきます。そして、知力向上をうたうことは、「世界遺産のまち」のフレーズともあいまって、文化度の高い市としてのイメージアップが期待できます。

たしかに、自習場所の充実というのは、少なからず新たな支出などを伴うものである一方、新たな目玉施策というには斬新さやアピールが弱いと感じるかもしれません。ですが、今回挙げた提案はすぐにでも実現可能なように具体的に検討を加えたつもりです。

このように意外と他市にはなく、当市にはあるという小さなサービスの積み重ねが、住民から愛され、満足を得ることに結び付いていくのだと思います。

そして、「小さくてもキラリと光る」施策の一つとして、この提案を加えて頂けることを希望します。